

特許協力条約に基づく規則の修正条文

4B 引用より含める旨の陳述
 第十一條(1)備に規定する一又は二以上の要素を受理官庁が最初に受理した日に、国際出願が先の出願に基づく優先権の主張を伴う場合に於いて、第十一條(1)備(d)若しくは(e)に規定する国際出願の要素若しくは(b)面に規定する明細書、請求の範囲若しくは(b)面部分、又は25の(2)に規定する要素若しくは明細書、請求の範囲若しくは(b)面部分、が当該国際出願に記載されていないが、先の出願に完全に記載されているときは、26の規定の適用上、当該要素又は部分を26の規定に基づく確認に従って引用により当該国際出願に含める旨の陳述を願書に記載することができる。当該陳述は、当該受理の日に願書に記載されない場合には、当該受理の日に国際出願に記載されている場合又は国際出願とともに提出された場合に限り、願書に追加することができる。

8.3
 152 類及移転
 8.2 図 図

(c) 所定の通貨がスイス・フランである場合には、受理官庁は、**82の規定に従って**国際出願手数料をスイス・フランにより国際事務局に移転する。

(d) (i) 所定の通貨がスイス・フランに自由な交換することができるものであるときは、事務局長は、国際出願手数料の支払のための通貨として所定の通貨を定めている各受理官庁ごとに、総会が定めた指針により、所定の通貨による当該手数料の換算額を決定する。受理官庁は、**82の規定に従って**所定の通貨による当該手数料の換算額を国際事務局に

移転する。
 (ii) 所定の通貨がスイス・フランに自由な交換することができるでないときは、受理官庁は、国際出願手数料を所定の通貨からスイス・フランに交換する責任を負うものとし、**82の規定に従い**、手数料表に掲げる額の当該手数料をスイス・フランにより国際事務局に移転する。また、受理官庁が希望する場合には、当該受理官庁は、国際出願手数料を所定の通貨からユーロ又は合衆国ドルに交換し、**82の規定に従い**、(i)に規定する総会が定めた指針により、事務局長が決定する当該手数料の換算額をユーロ又は合衆国ドルにより国際事務局に移転することができる。

81
 (c) 所定の通貨が国際調査機関が調査手数料を決するに当たり用いた通貨(以下、**図**に於いて「決定通貨」という。)である場合には、受理官庁は、**82の規定に従って**調査手数料を所定の通貨で当該国際調査機関に移転することができる。

(d) (i) 所定の通貨が決定通貨に自由な交換することができるものであるときは、事務局長は、調査手数料の支払のための通貨として所定の通貨を定めている各受理官庁ごとに、総会が定めた指針により、所定の通貨による当該手数料の換算額を決定する。受理官庁は、**82の規定に従って**所定の通貨による当該手数料の換算額を国際調査機関に移転する。

(ii) 所定の通貨が決定通貨に自由な交換することができるでないときは、受理官庁は、調査手数料を所定の通貨から決定通貨に交換する責任を負うものとし、**82の規定に従い**、国際調査機関が

定める額の当該手数料を決定通貨により当該国際調査機関に移転する。

25
 欠落部分
 (a) 受理官庁は、国際出願として提出される書類が第十一條(1)に掲げる要件を満たしているかどうかを決定するに当たって、明細書、請求の範囲、又は(b)面に部分が欠落している若しくは欠落していると思われる場合(すべの(b)面に部分が欠落している若しくは欠落していると思われる場合を含む)が、第十一條(1)備(d)又は(e)に規定する要素の全体が欠落している若しくは欠落しているものと認められる場合及び**25の(2)(a)に規定する(a)を除く、以下「欠落部分」という。)に**出願人の選択により、速やかに出願人に対する以下のいずれかを行うことを求める。
 (b) (a)の規定に基づく求め又はその他の理由による結果、出願人が第十一條(1)に掲げる要件のすべてを満たした日又は満たす日の前であるが**26**に規定する当該期間内に、国際出願として提出されたものを完成するために(b)面に規定する欠落部分を当該受理官庁に提出した場合には、当該部分は国際出願に含まれるものとし、受理官庁は、第十一條(1)に掲げる要件のすべてを満たした日を国際提出目として認め、**26(b)及び(c)に定めること**によりして処理する。
 (a) **25の(2) 誤って提出された要素及び部分**
 (a) 受理官庁は、国際出願として提出される書類が第十一條(1)に掲げる要件を満たしているかどうかを決定するに当たって、第十一條(1)備(d)若しくは(e)に規定する要素の全体が誤って提出された若しくは提出されたと認められる場合、又は明細書、請求の範囲、若しくは(b)面に部分が誤って提出された若しくは提出されたと認められる場合(すべの(b)面に部分が誤って提出された又は誤つて提出されたものと認められる場合を含む)以下、**誤つて提出された要素又は部分**として提出された又は誤つて提出されたものと認められる場合を含む。以下、**誤つて提出された要素又は部分**という。)には、出願人の選択により、速やかに出願人に対して次のいずれかを行うことを求める。
 (i) 正しい要素又は部分を出すことに伴い、国際出願として提出されたものを補充すること。
 (ii) **4Bの規定に基づき**当該正しい要素又は部分に従って確認すること。
 また、意見がある場合には、**26**に規定する当該期間内に意見を送ることを求める。受理官庁は、優先権の主張の基礎となる出願の日から十二箇月を経過した後当該期間が満了する場合には、これにつき出願人の注意を喚起する。
 (b) (a)の規定に基づく求め又はその他の理由による結果、出願人が第十一條(1)に掲げる要件のすべてを満たした日又は満たす日の前であるが**26**に規定する当該期間内に、国際出願として提出されたものを補充するために正しい要素又は部分を当該受理官庁に提出した場合に、当該部分は国際出願に含まれるものとし、受理官庁は、第十一條(1)に掲げる要件のすべてを満たした日を国際提出目として認め、**26(b)及び(c)に定めること**によりして処理する。
 (c) (a)の規定に基づく求め又はその他の理由による結果、出願人が第十一條(1)に掲げる要件のすべてを満たした日の後であるが**26**に規定する当該期間内に、国際出願を補充するために正しい要素又は部分を当該受理官庁に提出した場合に、当該正しい要素又は部分は国際出願に含まれるものとし、**誤つて提出された要素又は部分**は国際出願

から削除されるものとし、受理官庁は国際
 出願日から当該受理官庁が当該正しい要素又
 は部分の受理した日に付し、当該出願人
 にその旨を通知し、実施細則に定めること
 により処理する。

(d) (a)の規定に基づき、くめ又はその他の理由
 による結果、正しい要素又は部分が、26(b)
 の規定に基づき、第十条(1)に規定する一
 又は二以上の要素を受理官庁が最初に受理
 した日に国際出願とし提出されたものと
 記載されているとみなされた場合は、誤って
 提出された要素又は部分が国際出願に残る
 ものとし、当該受理官庁は、第十一条(1)に掲
 げる要件のすべてが満たされた日を国際出
 願日として認め、26(b)及び(c)並びに実施細
 則に定めることにより処理する。

(e) (a)の規定に基づき国際出願日が訂正され
 た場合は、出願人は、(a)の規定に基づく通
 知の日から一箇月以内、受理官庁に提出す
 る書面において、当該正しい要素又は部分
 を無視することを請求することができる。
 この場合は、当該正しい要素又は部分は
 提出されなかつたものとし、当該誤って提出
 された要素又は部分は削除されなかつたもの
 及び当該規定に基づく国際出願日の訂正は
 なされなかつたものとなし、受理官庁は、
 実施細則に定めることにより処理する。

26(c) 受理官庁が、48及び26の規定に基づ
 く要件に従ってないこと又は(a)に規定す
 る当該要素若しくは部分が先の出願に完全
 には記載されていないことを認め、場合に
 によっては、当該受理官庁は、26(b)、25(c)、25
 (d)又は25(e)の規定に定めるところによ
 り処理する。

27(a) 23(a)及び(b)、24、25(a)(b)及び(c)、25(d)、25
 (e)及び(c)、並びに26(a)に規定する期間は次
 のとおりとする。

53.2 国際出願の翻訳文
 (a) 国際出願の(a)に規定する言語への翻訳文
 は、出願人が23(b)、25(d)、2(e)又は
 26(a)の規定に基づき提出する第十一条(1)の
 (b)、25(c)、25(e)又は26(a)の規定
 に基づき提出する26(b)の規定に基づき
 国際出願に含まれていないとみなされる明細
 書、請求の範囲又は図面部分を含むもの
 とする。

57.2 額及び移転
 (c) 所定の通貨がスイス・フランである場合に
 は、国際予備審査機関は、22の規定に従つて
 取扱手数料をスイス・フランにより国際事
 務局に移転する。
 (d) (1) 所定の通貨がスイス・フランに自由
 に交換することができるものであるときは、
 事務局長は、取扱手数料の支払のため
 の通貨として所定の通貨を定め、
 各国際予備審査機関ごとに、総会が
 定めた指針により、所定の通貨による
 当該手数料の換算額を決定する。国際
 予備審査機関は、22の規定に従つて所
 定の通貨による当該手数料の換算額を
 国際事務局に移転する。

82の31
 (b) 23(a)及び25の2(a)の規定に基づ
 く求めた出願人に発行している場合に
 は、その求めの日から二箇月
 二千九百九十九日において25の(a)(ii)
 及び(b)の規定が受理官庁によって適用され
 る国内法令に適合しない場合には、当該受
 理官庁がその旨を二千二十年四月三日ま
 でに国際事務局に通告すること条件とし
 て、これらの規定は、その国内法令に適合し
 ない限り、当該受理官庁に提出された国際出
 願については、適用されない。国際事務局は
 その通告を速やかに公報に掲載する。

(ii) 所定の通貨がスイス・フランに自由
 に交換することができるものでないときは、
 国際予備審査機関は、取扱手数料を

28(b) 23(a)及び25の2(a)の規定に基づ
 く求めた出願人に発行している場合に
 は、その求めの日から二箇月
 二千九百九十九日において25の(a)(ii)
 及び(b)の規定が受理官庁によって適用され
 る国内法令に適合しない場合には、当該受
 理官庁がその旨を二千二十年四月三日ま
 でに国際事務局に通告すること条件とし
 て、これらの規定は、その国内法令に適合し
 ない限り、当該受理官庁に提出された国際出
 願については、適用されない。国際事務局は
 その通告を速やかに公報に掲載する。

29(a) 又は29(b)の適用上、48及び26の規定基
 づき要素又は部分が引用により当該国際出
 願に含まれない場合は、受理官庁は、23(b)
 (1)、25(b)又は25(c)、25(d)又は25(e)の
 定めるところによって処理する。受理官庁
 が25(a)又は25(d)の定めるところによ
 り処理する場合には、出願人は25(e)又は
 26(a)の定めるところによって処理すること
 ができる。

2009年十月九日において25の2(a)(ii)
 の規定が指定官庁によって適用される国内
 法令に適合しない場合は、当該指定官庁
 がその旨を二千二十年四月九日まで、これ
 らの規定は、その国内法令に適合しない
 限り、当該指定官庁については、第二十二
 条に規定する行為が当該指定官庁に対して行
 われた国際出願について、適用しない。国際事
 務局長は、その連帯を速やかに公報に掲載す
 る。

26(b)の規定に基づき受理官庁の発見よ
 り要素又は部分が引用により当該国際出
 願に含まれない場合は、当該国際出願
 に含まれるべき要素又は部分については、
 当該国際出願に記されていない場合には、
 当該国際出願に記されていない場合には、
 当該国際出願に記されていない場合には、

所定の通貨からスイス・フランに交換
 する責任を負うものとし、22の規定に
 従い、手数料表に掲げる額の当該数
 料をスイス・フランにより国際事務局
 に移転する。また、当該国際予備審査
 機関は、取扱手数料を所定の通貨から
 ユーロ又は合衆国ドルに交換し、22の
 規定に従い、(a)に規定する総会が定め
 た指針により事務局長が決定する当該
 手数料の換算額をユーロ又は合衆国ドル
 により、国際事務局に移転すること
 ができる。

第七 規則 国際予備審査報告及び関連書類
 の送付
 7.1 受取人
 (a) 国際予備審査機関は、国際予備審査報告
 及び、当該する場合に、附属書類を国際事
 務局及び出願人に各一通同一日に送付す
 る。

82の31
 (b) 23(a)及び25の2(a)の規定に基づ
 く求めた出願人に発行している場合に
 は、その求めの日から二箇月
 二千九百九十九日において25の(a)(ii)
 及び(b)の規定が受理官庁によって適用され
 る国内法令に適合しない場合には、当該受
 理官庁がその旨を二千二十年四月三日ま
 でに国際事務局に通告すること条件とし
 て、これらの規定は、その国内法令に適合し
 ない限り、当該受理官庁に提出された国際出
 願については、適用されない。国際事務局は
 その通告を速やかに公報に掲載する。

26(b)の規定に基づき受理官庁の発見よ
 り要素又は部分が引用により当該国際出
 願に含まれない場合は、当該国際出願
 に含まれるべき要素又は部分については、
 当該国際出願に記されていない場合には、
 当該国際出願に記されていない場合には、

(ii) 所定の通貨がスイス・フランに自由
 に交換することができるものでないときは、
 国際予備審査機関は、取扱手数料を

26(b)の規定に基づき受理官庁の発見よ
 り要素又は部分が引用により当該国際出
 願に含まれない場合は、当該国際出願
 に含まれるべき要素又は部分については、
 当該国際出願に記されていない場合には、
 当該国際出願に記されていない場合には、

26(b)の規定に基づき受理官庁の発見よ
 り要素又は部分が引用により当該国際出
 願に含まれない場合は、当該国際出願
 に含まれるべき要素又は部分については、
 当該国際出願に記されていない場合には、
 当該国際出願に記されていない場合には、

26(b)の規定に基づき受理官庁の発見よ
 り要素又は部分が引用により当該国際出
 願に含まれない場合は、当該国際出願
 に含まれるべき要素又は部分については、
 当該国際出願に記されていない場合には、
 当該国際出願に記されていない場合には、

26(b)の規定に基づき受理官庁の発見よ
 り要素又は部分が引用により当該国際出
 願に含まれない場合は、当該国際出願
 に含まれるべき要素又は部分については、
 当該国際出願に記されていない場合には、
 当該国際出願に記されていない場合には、

26(b)の規定に基づき受理官庁の発見よ
 り要素又は部分が引用により当該国際出
 願に含まれない場合は、当該国際出願
 に含まれるべき要素又は部分については、
 当該国際出願に記されていない場合には、
 当該国際出願に記されていない場合には、

26(b)の規定に基づき受理官庁の発見よ
 り要素又は部分が引用により当該国際出
 願に含まれない場合は、当該国際出願
 に含まれるべき要素又は部分については、
 当該国際出願に記されていない場合には、
 当該国際出願に記されていない場合には、

26(b)の規定に基づき受理官庁の発見よ
 り要素又は部分が引用により当該国際出
 願に含まれない場合は、当該国際出願
 に含まれるべき要素又は部分については、
 当該国際出願に記されていない場合には、
 当該国際出願に記されていない場合には、

26(b)の規定に基づき受理官庁の発見よ
 り要素又は部分が引用により当該国際出
 願に含まれない場合は、当該国際出願
 に含まれるべき要素又は部分については、
 当該国際出願に記されていない場合には、
 当該国際出願に記されていない場合には、

26(b)の規定に基づき受理官庁の発見よ
 り要素又は部分が引用により当該国際出
 願に含まれない場合は、当該国際出願
 に含まれるべき要素又は部分については、
 当該国際出願に記されていない場合には、
 当該国際出願に記されていない場合には、

上の要素を受理官庁が最初に受理した日に
 国際出願に記載されているとみなされたこ
 ととし、
 当該求めは、出願人に対し、追加手数料をその
 求めの日から一箇月以内を支払うよう求め、及
 び支払うべき手数料の額を表示する。追加手
 料の額は当該国際調査機関が定めるものとし、
 その額は調査手数料の額を超えてはならない。
 追加手数料は、当該国際出願に直接支払う。国際調
 査機関は、当該追加手数料が所定の期限内に支
 払われていること条件として、当該国際出願
 又は正しい要素若しくは部分を含む国際部分
 に関する国際調査報告を作成する。

(b) 受理官庁が48及び26の規定に基づき
 要素又は部分を引用により含む場合に
 基づいて、23(b)(ii)、25(d)又は25(e)の
 規定に基づき国際出願日を認め、
 (a)には、その旨の表示及び出願人が26(a)
 (ii)の規定に基づき提出された要素又は
 部分の翻訳文
 (c) 23(a)及び25の2(a)の規定にお
 いて、25の
 2(b)又は(c)の規定に従って提出された要素
 又は部分の翻訳
 (d) 23(a)及び25の2(a)の規定にお
 いて、25の
 2(b)又は(c)の規定に従って提出された要素
 又は部分の翻訳

(a) 23(a)及び25の2(a)の規定にお
 いて、25の
 2(b)又は(c)の規定に従って提出された要素
 又は部分の翻訳
 (b) 23(a)及び25の2(a)の規定にお
 いて、25の
 2(b)又は(c)の規定に従って提出された要素
 又は部分の翻訳
 (c) 23(a)及び25の2(a)の規定にお
 いて、25の
 2(b)又は(c)の規定に従って提出された要素
 又は部分の翻訳
 (d) 23(a)及び25の2(a)の規定にお
 いて、25の
 2(b)又は(c)の規定に従って提出された要素
 又は部分の翻訳

三十九条に規定する行為を既に行つた出願
 人に対し、(a)に規定する期間が考慮する必要
 はない。
 94(c) 国際事務局は、国際予備審査報告の作成の
 後、選択官庁により請求された場合に、当該
 選択官庁に代わって、(b)の規定により、7(a)
 又は(b)に基づいて国際予備審査機関から
 国際事務局に送付された書類の写しを提供す
 る。国際事務局は、速やかにこの請求の詳細
 を公報に掲載する。

第九六規則 手数料表並びに手数料の受領及
 び移転
 (a) この規則の適用上、「官庁」とは、受理官
 庁(受理官庁として行動する国際事務局を
 含む)、国際調査機関、補充国際調査のため
 に指定された機関、国際予備審査機関又は
 国際事務局をいふ。

(b) この規則又は実施細則に従つて他の官庁
 のための手数料を徴収する官庁(徴収官
 庁)又は、実施細則に従つて速やかに当該他
 の官庁(受益官庁)に当該手数料の受領を
 通知する受益官庁は、当該通知の受領によ
 り、徴収官庁が手数料を受領したに当該
 手数料を受領したのとして処理する。
 (c) 徴収官庁は、実施細則に従い、受益官庁の
 ために徴収した手数料を当該受益官庁に移
 転する。

※茶色の文字の条文は、「PCT規則の一部
 修正令及(一九八〇)による改正部分あつ
 つて、合致が抜け落ちた」という。
 権字文集の該当条文を(二)開所に記載し
 た条文に置き換えてお読み下さい。

2009年十月九日において25の2(a)(ii)
 の規定が指定官庁によって適用される国内
 法令に適合しない場合は、当該指定官庁
 がその旨を二千二十年四月九日まで、これ
 らの規定は、その国内法令に適合しない
 限り、当該指定官庁については、第二十二
 条に規定する行為が当該指定官庁に対して行
 われた国際出願について、適用しない。国際事
 務局長は、その連帯を速やかに公報に掲載す
 る。